

## 第 85 回労使懇談会

日 時 2019年11月15日(金) 18:00~  
場 所 ワークピア横浜  
出席者 11企業28人・11組合39人 総計71人

第85回労使懇談会がワークピア横浜にて開催されました。

今回は、セインスーパーエクスプレス株式会社の労使が当番幹事、(一社)神奈川県トラック協会より寺崎常務理事・星適正化事業部次長より『貨物自動車運送事業法の改正に伴う業界の動向について』『巡回指導総合評価について』をテーマに講演をいただきました。



亀崎県連執行委員長の司会で開催。

亀崎執行委員長は、働き方改革関連法の施行に伴い、大きくこの業界も変わっていく、時間外の上限規制や同一労働・同一賃金、さらには60時間超の割増等々、一方、貨物自動車運送事業法の施行は業界の正常化に繋がり期待をするところです。今までのように、法を守らずにダンピングをし業界の秩序を乱している不適切事業者については、徹底して排除することが求められていると考えます。

台風・豪雨・地震などの自然災害が多発しています。企業として、まずは従業員の命を守る取り組み、自然災害に対する「予測」「予防」「対応」といった『レジリエンスの強化』『防災リテラシー』の向上に務めていただきたい。と述べました。



亀崎執行委員長



岸 執行委員長

労働者側を代表して、岸（セイノースーパーエクスプレス労働組合京浜支部）執行委員長より、業界の変化に対応する労働組合の役割として、安全面からも仕事面や健康面からも勤務間インターバルの実施が必要。現在努力義務とされている勤務間インターバルについても、本日ご参集の労使で取り組める環境下にある。さらに、有給休暇の義務化に伴う取得及び取得状況の把握は労使で行うべきだと考えています。これには罰則も課せられていることから、取得状況の把握ができる仕組み作りが必要。と 2 点について挨拶がされました。



清水神奈川エリアマネージャー

企業側を代表して、清水（セイノースーパーエクスプレス株式会社）神奈川エリアマネージャーより、自然災害への対応に触れた挨拶がされました。清水氏は、「9月からは台風第15号、10月には台風第19号、その後も低気圧等による記録的な大雨や暴風により各地で大きな被害が発生しました。その中で、鉄道関係は人命を最優先とし『計画運休』を実施しましたが、私たちの業界ではどうでしょうか？。2018年2月に発生した北陸地方の豪雪による災害で、国道8号線で動けなくなった車両が1500台、自衛隊の災害派遣もされ、積雪は130センチ以上。1981年の『五六豪雪』以来37年ぶりで、平年の6.4倍の積雪。動けなくなった車両の中に自社のトラックもあったことからその対応に追われた経験があります。人命を考えれば業界においても『計画運休』の取り組みが必要！」だと述べました。

テーマ 『貨物自動車運送事業法の改正に伴う業界の動向について』

講師（一社）神奈川県トラック協会常務理事 寺崎 慎一 氏



貨物自動車運送事業法の一部改正が議員立法にて施行されました。改正の目的は、トラック運送業の健全な発達を図るために規制の適正化を行う。また、運転者不足で重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことがないように、緊急に運転者の労働条件を改善する。という目的で施行されました。

1. 規制の適正化については、①欠格機関の延長等、法令に違反した者等の参入の厳格化として、欠格期間を2年から5年へ延長、処分逃れのための自主廃業、密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けたものなどの参入規制を設けている。その他、②許可の基準を明確化する。③約款の認可基準を明確化する。

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化については、①輸送の安全に関わる義務を明確化する。②健康保険料納付義務等。

3. 荷主対策の深度化について、トラック事業者の努力だけでは、働き方改革・法令遵守を進めることは困難として、荷主の理解・協力を要請している。

4. 標準的な運賃の告示制度の導入について、令和5年末までの時限処置が設けられている。背景として、荷主への交渉力が弱い事から、必要なコストに見合った対価を収受しにくく、結果として、法令遵守しながらの持続的な運営ができない状態になっている。労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のために国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示できることとなりました。

テーマ 『巡回指導総合評価について』

講師 (一社)神奈川県トラック協会適正化事業部次長 星 佳男 氏



平成 30 年度の監査実施件数は 736 件、行政処分等の件数は 296 件と 40.2%が何らかの行政処分を受けている。

許可の取消が 7 件、事業停止が 16 件、車両使用停止が 249 件、文書警告が 24 件になっています。

監査の選定理由として、最も多いのがフォローアップで 329 件、次に適正化実施機関が 160 件、重大事故が 75 件、労働局通報が 46 件等となっています。

関東運輸局管轄区域において、累積点数字 21 点以上の事業者 70 件の公表もされています。違反内容は、点呼実施義務違反・過労防止義務違反・健康状態把握義務違反等が主だった違反となっています。

神奈川県内、平成 30 年度の巡回指導における指摘の割合が多い事項について、①特定運転者への特別指導 ②運行指示書の作成 ③運輸安全マネジメントに実施 ④健康診断の実施 ⑤特定運転者の適性診断 ⑥定期点検の実施記録保存 ⑦点呼の実施及び記録保存 ⑧乗務員への指導監督 ⑨健康保険・厚生年金保険加入 ⑩事業報告・実績書の提出となっています。

①の特定運転者への特別指導については、新規採用運転者・高齢者等、交通事故を未然に防止する目的も含め、きめ細かな指導を実施する必要がある。また、事故惹起運転者は再発防止を図ることが重要になります。

初任運転者に対する特別な指導内容及び時間について、トラックの構造上の特性・日常点検・積載方法を学びます。これは、国土交通省告示第 1366 号の教育内容 12 項目を 15 時間以上実施。また、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導する。運転時間は合計 20 時間以上を要します。

②の運行指示書の作成については、乗務前・乗務後の点呼がいずれも対面できない乗務を含む運行がある場合、2 泊 3 日以上は、運行指示書の作成が必要です。運行指示書は 2 部作成し運転者に携行させ、もう一部を事業所に備えておくこと、変更が生じるときは電話等で連絡を取りお互いの運行指示書に内容を書き加える。運行終了後、2 部を 1 年間の保管が必要となる。

運行指示書には、必ず記載しなければいけない事項が 7 項目あります。①乗務員の氏名 ②運行開始時間、終了の地点、日時 ③運行の経路と主な経過地における発車・到達の日時 ④運行にあたっての注意を要する箇所の位置 ⑤乗務員の休憩地点と休憩時間 ⑥乗務員の運転、または乗務の交替地点 ⑦その他、運行の安全を確保するために必要な事項がある。

短い時間でしたが、有意義な学習の場となりました。

引き続き第 2 部として、懇親会に会場を移し、名刺交換や各テーブルでの意見交換がされ、20:30 終了しました。

セイノースーパーエクスプレス株式会社の労使には、当番幹事としてご尽力をいただきました。

ありがとうございました。